

## 『東山殿時代大名外様附』について

今谷明

## はじめに

京都大学文学部国史研究室の所蔵史料の中に、標題のような一点の冊子本がある。尤もこの題簽は当時の名称ではなく後世に改めて付されたもので、冊子の表紙には『大名外様奉公方之着到』と記されている。冊子は粘葉綴で一枚の薄美濃紙の包紙にくるまれており、その包紙の表に標題が記されている。包紙紙背は下半面に十数首の和歌が書かれ、明和八年辛卯五月の年紀が記されている。冊子内容と包紙裏書とは何らの質的連関はなく、偶ま和歌の反古紙を包紙に用いたと考えられる。冊子三葉目に明治四十二年四月二十日付の受入番号と「京都帝国大学図書館印」が捺されているから購入時期は判明するが、文学部で保管している図書受入原簿によっても購入先は明らかでない。

さて内容は一見して明らかないように、管領・侍所・相伴衆・御供衆以下の諸大名と一番から五番に至る奉公衆の、即ち室町幕府の重職と親衛隊の交名である。この種史料としては、『群書類従雑部』に収められている『永享以来御番帳』（以下『永享番帳』と略す）・『文安年中御番帳』（以下『文安番帳』と略す）・『長享元年九月十二日常徳院殿様江州御動座當時在陣衆着到』（以下『長享着到』と略す）・『永禄六年諸役人付』の四種が知られているが、本史料はこれら四種の交名のいずれとも異なる別種のものである。明治四十二年に図書として購入されてから公開され一般の閲覧に供されているから新史料でも新発見でもないが、従来の幕府近臣団の研究にも使用されたことがなく、研究者の間にも充分知られていないようなので、この紙面を借りて全文を紹介し、若干の管見を加えてみたい。



卷末奥書



表紙

〔包紙題箋〕  
東山殿時代

大名外様附 一卷

〔裏書〕  
明和八年

五月

〔表紙題箋〕  
大名外様奉公方之着到

〔表紙裏〕〔異筆〕  
大名外様

〔花押〕

五百人〔花押〕

〔内題〕〔異筆〕  
〔明力〕〔様力〕  
〔大朋外〕〔覚〕

三職 管領職事也 次第不同

スハ 斯波左兵衛佐殿 唐名武衛

細河右京大夫殿 同 京兆

島山殿 左衛門督殿  
右衛門佐殿

侍所 次第不同

山名右衛門督殿 唐名  
右金吾

赤松左京大夫 左京兆

一色修理大夫殿 唐名  
匠作  
京極大膳大夫 佐々木

開闢 奉行人之役也

大名 外様 奉公方之着到 次第不同

キヲ 吉良治部大輔殿 同三郎殿

シヨウ 石堂殿 渋河治部大輔殿

大未見  
〔貼紙〕出  
式十三

石橋殿

御相伴衆 次第不同

斯波左兵衛佐殿 細河右京大夫殿

畠山殿 細河讚岐守殿

畠山修理大夫殿 一色修理大夫殿

山名右衛門督殿 佐々木京極大膳大夫

赤松左京大夫 大内左京大夫

嶋津

国持衆 次第不同

今河殿 細河刑大輔殿(部殿和泉兩守護同) 同阿波守殿

土岐左京大夫 佐々木六角 富樫介

武田大膳大夫

外様衆 次第不同

細河実草刑部大輔(シノ) 同駿河守 観音寺

同伊予守 同土佐守

同弥六 仁木中務少輔

伊勢仁木 天竺中務少輔(ツシ)

畠山日向守 同駿河守

一色右馬頭 同兵部大輔

同五郎 山名有路(リ)

新田岩松(イ)

荒河治部少輔

佐々木能登守

同遠江守

同田中

赤松又次郎

同上月甲斐守(カ)

同葉山三郎

吉見右馬頭

佐々木加賀守

仁木兵部大輔

同池尻刑部少輔(イ)

同明智中務少輔

御供衆 次第不同

細河右馬頭

同安房守

同中務少輔

大館陸奥守

武田大膳大夫

伊勢守

同大嶋 毎月朔日御供等ニハ出仕アリ

佐々木越中守

同朽木

同隠岐守

上杉中務少輔

同弥五郎

同兵庫頭

江見伊豆守(ニ)

野間左馬助

土肥美濃守(トイ)

土岐佐郎木右馬助

同曾我屋民部大輔(ソ)

同鷲巢右馬頭(ウ)

同淡路守

同山右馬助

同山名相模守

同伊与守

赤松刑部少輔

同因幡守



松田甲斐入道	同源次郎	粟生田新左衛門尉	同美濃入道	同兵部少輔	同弥六
土岐小柿次郎	佐々木延福寺五郎左衛門尉	肥田助太郎	杉原伊賀入道	同七郎	千秋刑部少輔
三浦板因幡守	波々泊部次郎左衛門尉	広戸刑部丞	長駿河守	同長綱	同孫次郎
同次郎	富永修理亮	後藤能登守	矢部新左衛門尉	矢嶋六郎	真下大郎左衛門尉
同左京亮	同九郎	小嶋左京亮	同孫大郎	彦部下京亮	同四郎左衛門尉
山本弥三郎	土肥三郎	安威新左衛門入道	同下総守	三浦下野入道	同次郎四郎
同孫次郎	遠山賀藤左衛門尉	同小大郎	角田彈正忠	同孫三郎	河内民部大輔
同神野	朝倉孫四郎	佐波兵部少輔	能谷幸夜又丸	高黒瀬与一	村上修理亮
志多郎	西郡四郎	安東薩摩守	塩治三河守	同五郎左衛門尉	朝倉左京亮
同右馬助	同平五郎	高嶋弥大郎	武田下条駿河守	遠山安木孫次郎	飯河山城守
沼田上野介	大草伊賀守	山田与三郎	同中務少輔	岩堀修理亮	嶋津三郎左衛門尉
飯河近江守	同孫九郎	井上弥八郎	同又三郎	巖邊大郎	宇治大路越前守
二階堂隱岐守	芝山	土岐深坂次郎	三浦丸山掃部助	齋藤朝日三郎	同孫左衛門尉
三吉左馬助	同大郎	西山出雲守	同藤内	三井越前入道	同四郎三郎
同彦六	海老名八郎左衛門尉	岩堀中務丞	橋本三郎左衛門尉	能勢河内守	同四郎三郎
蛭河左京亮	同新三郎	同与一	土岐久々利民部少輔	同今峯駿河守	同外山民少輔
結城十郎	武藤孫四郎	大屋伊豆守	四番	同次郎	同十郎
小田図書助	同民部大夫	足助	島山中務少輔	同刑部少輔	武田兵庫頭
上野	三番	次第不同	高尾張守	同弥次郎	同民部少輔
	小笠原備前入道	同刑部大輔	同民部少輔	高山上野介	同民部少輔

『東山殿時代大名外様附』について（今谷）

同三郎	同掃部助	栗飯原下総守	大館陸奥守	同伊与守	同治部少輔
佐竹常陸介	武田中務大輔入道	同小次郎	大館治部大輔	里見兵部少輔	荒河宮内少輔
同小三郎	湯河安房守	玉置民部少輔	同三河守	同大郎次郎	同弥次郎
山本中務少輔	藤民部駿河守	同又三郎	一色上総介	同宮内少輔	同大藏少輔
墨代源四郎	小車下総守	安東左京亮	羽河左京亮	新田大井田中務少輔	佐々木岩山
荒尾治部少輔	同小大郎	彦部次郎左衛門尉	佐々木四郎	同大原五郎	同鏡兵部大輔
山内首領弥六	明智兵庫頭	大和々々守	同与四郎	同大原判官	同宇賀野民部少輔
同佐渡守	同彦三郎	同坂田次郎左衛門尉	宇津宮石見守	三浦遠江守	同駿河守
同兵庫助	同三重左京亮	久下駿河守	同兵庫助	同右京亮	陶山備中守
杉原因幡守	同下総守	宮上野入道	富永左衛門助	同弥六	大内周防守
同若狭守	同又次郎	同近江守	同左京亮	同助四郎	市新左衛門尉
佐野下野守	宮弥大郎	海老名備後守	同近江守	朝山次郎	朝倉備後守
同六郎左衛門尉	土岐中澤五郎	萩修理亮	麻生上総入道	同次郎左衛門尉	同兵部大輔
萩野下総守	杉山弾正忠	寄人不勤番衆也 真木嶋山城守	能勢下野守	千秋中務少輔	同次郎
同次郎	小早河美作守	同大郎左衛門尉	遠山左京亮	同中務少輔	齋藤新兵衛尉
土岐肥田判官	杉原千法師	同中務丞	狩野右京亮	門真二郎左衛門尉	小田大郎
同三郎左衛門尉	同左京亮	同大郎法師	三吉弾正忠	宮下野守	同五郎
下津屋新左衛門尉	土岐嶋治部少輔	同肥田中務少輔	宮伊賀入道	同五郎左衛門尉	同中務丞
石谷兵部大輔			杉原伯耆守	豊田小大郎	進士美濃守
五番 次第不同			伊奈右京亮	同弾正忠	長野平三

三上兵庫頭

同弥三郎

内海兵部少輔

有元民部丞

近藤又三郎

久世大和守

蔭山与次

土岐  
今嶺兵部大輔

同石谷

下津屋三郎左衛門尉

横瀬次部左衛門尉

水主次郎

万代又三郎

熊谷左京亮

同掃部助

門真新左衛門尉

梅戸右京亮

星野宮内少輔

堺和筑前入道

同左京亮

仁木弥大郎

馬淵源次郎

遠山孫目左近助

同柳原左馬頭

伊賀

種村刑少輔

中嶋次郎左衛門尉

横瀬

田村

賀子

行明

大多和上野介

同平右兵衛門尉

評定衆

次第不同

二階堂判官

波多野 町野

撰津掃部頭

御末衆

波多野 町野

大田 二宮 借宿

岩堀 疋田 高橋 権田

小舎人 南方公人

雑色 南方公人 合四座公人也

朝夕

〔奥書〕  
「東山殿様時分事歎」

メ大山筆

次第

〔裏表紙前頁〕(奥筆)  
「此一札」

勸修寺

柳本治部卿  
柴栗(花押)「

この交名は奥書に「東山殿様時分事歎」とあるように足利義政の大御所時代(文明十五年六月)延徳二年(一月)の書上であるかの如く記しているが、これは勿論謄写者の推定にすぎず、本文名の成立時期は改めて吟味し直さねばならない。右交名を番衆以前と以後とで前後に分けて考えると、まず前半のことに三職・侍所・相伴衆等の記述は、いずれも各大名の官途名の極官時を書上げたもので、諸大名の官名がかく左兵衛佐・修理大夫等と極官ばかり並ぶということは偶然にしても有り得ないから、いわば虚構の交名で実態を反映したものではないことが知られる。『永享番帳』以下の群書類従本にある各交名に於ても、相伴衆等の記事が番衆の年代とかけ離れていることが既に指摘されており、これらは奉公衆の番帳の前後に、後世の追記・加筆が挿入されたものと考えざるを得ない。ただ本史料の外様衆・御供衆については「弥六」「又次郎」といった幼名・仮名(極官でない名乗)が記されているから必ずしも架空の交名とはいえないが、これらは後に改めて検討するとして、一番以下の奉公衆(番衆)の交名から検討することとした。

現在知られている室町幕府奉公衆の交名としては最初に触れたように文安元年（同六年（一四四四～四九））の成立と推定される『文安番帳』、国立公文書館内閣文庫所蔵『蝮川家古文書』所収の同じく文安年間成立と見られる番衆交名（内容は殆んど『文安番帳』と同じ、以下『蝮川番帳』と略す）、宝徳二年（享徳四年（一四五〇～五五））の成立とみられる『永享番帳』、長享元年（一四八七）九月の第一次六角征伐に際し將軍義尚に扈從した幕臣の着到状交名である『長享着到』<sup>③</sup>の四種がある（『永禄六年諸役人付』<sup>④</sup>は抄録とみられ、人員が余りに乏少なのでここでは検討の対象としない）わけであるが、本史料をこれら既知の番衆交名と比較してまず気付くことはその内容が『長享着到』に極めて近いということである。例えば五番衆について『永享番帳』『長享着到』を相互に比較してみると、本史料にあって『永享番帳』に記載されている人名（姓・官途共同一の人物）は十四例しかないが、本史料と『長享着到』とは二十五例の人名が官途まで一致しており、この二十五名は殆んど同一人物と推定される。このように本史料の成立年代は長享元年をさして隔らぬ時期と考えられるが、次に個々の番衆の仮名・官名に注目して更に蔽密にその時期を推

定してみよう。

本史料五番衆に万代又三郎の名が見えるが、福田豊彦氏が既に指摘されたように万代氏は長禄四年（一四六〇）に初めて奉公衆に推挙されたことから、本史料年代の上限はまず同年を溯ることはない。なおこれも福田氏の研究に従えば五番衆の庄氏が一色氏に改名したのが長禄二年<sup>⑤</sup>で、本史料に庄姓の人名が見当らぬ点も右の推定を消極的ながら裏付ける。更に駄目押しまでに付け加えれば本史料には永享・文安両番帳に所見のない宇治大路氏・榎島氏のような山城の国人が入っていることも、本史料が享徳以前に溯らぬことを示している。次に本史料の四番にみえる小早川美作守は著名な安芸小早川氏の本宗に相違ないが、長禄四年以降で美作守の官途をもつ同氏本宗の人物といえれば備後守を称した瀬平の子、教平（敬平）<sup>⑥</sup>以外に該当がない。教平の美作守任官は文明十四年（一四八二）八月で、彼は明応八年（一四九九）四月に死去しているから、本史料番衆方の成立年代は右の期間のいずれかの時点に限定されることになる。これは先に推定した『長享着到』に近接する時期にも該当する。

ところで奉公衆の家格で家蔵文書が今に伝来している家として小早川のほかに若狭の本郷氏が挙げられる。<sup>⑦</sup>『本郷文書』は東京大学史料編纂所に江戸初期の写本が収蔵されており、ここで問題



にしている応仁乱後の時期は一族内の所領相論のために幕府下知状を始め比較的史料に恵まれている。そこでその古文書を援用して文明十四年～明応八年間の本郷氏惣領の官途を示せば次のようである。

文明十六年九月 本郷与三郎政泰『本郷文書』幕府奉書

同 年十二月 本郷宮内少輔政泰 同右口宣案

同 十八年三月 本郷宮内少輔 同右幕府奉書

同 年八月 本郷宮内少輔政泰 同右幕府奉書

長享 元年九月 本郷宮内少輔政泰 『長享着到』

同 二年十一月 本郷宮内少輔政泰『本郷文書』幕府奉書

同 三年三月 任左衛門尉・檢非違使 同右口宣案

延徳 三年八月 本郷大夫判官 同右幕府奉書

明応 元年九月 本郷大夫判官 『小早川文書』幕府奉書

同 六年九月 本郷美作守政泰 『本郷文書』幕府奉書

このように本郷政泰は文明十六年まで与三郎、同年より長享三年まで宮内少輔、同年より明応元年を経て同六年に至る間のある時点まで大夫判官、それ以降美作守の官途をそれぞれ称していたことが判明する。従って本史料一番衆にみえる本郷大夫判官はこの政泰を指すにちがひなく、これによって本史料の年代は更に狭められて、長享三年（一四八九）三月～明応六年（一四九七）九

月のあいだと推定されるに至った。対象年代がここまで絞られてくると、個別番衆について種々の考証が可能になってくる。

まず一番衆に名のみえる西山出雲守は、『永源寺文書』明応三年十月十六日付幕府奉行人奉書に「西山出雲入道云々」とあるから、本史料はそれ以前の時期に成立と見なければならぬ。また一番衆にみえる種村刑部少輔は『晴富宿禰記』明応二年五月二日条にみえる種村刑部少輔と同一人物とみられ、彼は前將軍足利義材に扈從して同年七月、京都の上原元秀邸を逃脱して越中に亡命し、以後義材の近臣として活動していることが明らかであるから、同人が幕府奉公衆であった期間は明応二年（一四九三）六月以前であり、本史料の下限も同時点に押えられる。次に五番頭の大館陸奥守について検討してみよう。『長享着到』によれば五番頭は大館弾正少弼尚氏で、福田氏も指摘される如く『蔭涼軒日録』によれば延徳三年八月に「五番頭大館刑部大輔殿」とあり、これは同年二月に御供衆としてみえる「大館刑部大輔政重公」のことに相違あるまいから、五番頭は同年以前に尚氏から政重に更迭されたことが判明する。該時期の幕府近臣名が頻出する記録である『蔭涼軒日録』を見ていくと、政重は刑部少輔の官途で延徳四年五月十九日まで散見され、以後刑部少輔は消えて同年七月四日条には御供衆として「大館陸奥守」があらわれる。この陸奥守は

『歴名土代』從四位下条に「大羅陸奥守（明恵源政重同六三廿六）とあるにより大館政重と判明し、彼は延徳四（明応元）年五〜七月の間に刑部大輔から陸奥守に官途を変えたことが知られる。従って五番頭に大館陸奥守の名を記載している本史料は、明応元年（一四九二）五月を溯らぬことが明らかである。

本史料の四番に荻野下総守の名がある。『長享着到』にも荻野下総守光弘が見える。また同じ四番の久下駿河守は『久下文書』永正五年十月五日付幕府奉行奉書に「久下駿河守政光」とあり、『長享着到』に「久下新左衛門尉政光」とあって一次六角征伐に出陣したことが確実に恐らく特殊の事情がない限り二次の六角征討にも出征していたと思われる。然るに『久下文書』永正五年十一月久下政光言上状案に「坂本御陣之時ハ荻野下総守一所ニ親類被官四人討死仕候。政光北国西国方ニ沈淪仕之処」とあって荻野光弘は將軍義材の代に死去し、それに関連して久下政光も没落したことが記されている。この荻野の討死とは如何なる事件を指すのであろうか。筆者はここで『北野社家日記』明応二年三月十六日条に「荻野次郎左衛門尉父子共、為屋形被生涯也、近年殊取持者也、難測事也」とあるに注目して、光弘の死去を明応二年三月前後と推測する。この時は第二次近江征討も終了し、義材による河内出陣の最中で「坂本御陣之時」という表現と厳密には矛盾す

るが、延徳四年五月以降に奉公衆が一族四人討死する如き戦闘の形跡は近江では見当らず、且つ久下政光の没落との連関を考えて「坂本御陣」は「南方御陣」の書き誤りと解するほかあるまいと思われる。即ち光弘は、荻野一族が張本となった丹波国一揆に連座して、細川政元のために暗殺され、久下政光も逃亡したと考えられる。よって本史料の下限は、右の推定にもし大過なければ明応二年三月まで溯ることになる。

最後に、二番衆に広戸刑部丞がみえるが、これは『陸涼軒日録』明応二年正月十七日条に幕府弓始の次第交名としてみえる広戸刑部少輔と同一人物と見られるから、下限をさらに押し上げて、明応二年正月と見做すことができよう。なお『鳩拙抄』にみえる三番熊谷孫次郎の死去が明応元年十一月とすれば、同人の名が消えている本史料は同月以降とすることもできるが、孫次郎没の正確な月日が不明である以上、これによって上限の手がかりとすることには問題があろう。管見の範囲ではこれ以上成立年代を狭める史料には見当らなかつた。<sup>⑤</sup>かくして本史料の番方の部分は、明応元年五月十九日以降、同二年正月十七日以前、という約半年の期間内に成立したことが推定されるに至ったのである。

さて本史料は『長享着到』にかなり近似した内容とはいえ、相  
 当の差異もまた目立つ。例えば一番衆で『長享着到』では伊勢氏  
 が僅か六名にすぎぬのに対し、本史料では実に二十名の多きを数  
 え、三番衆では『長享着到』に所見のない姓の人物が十八名にも  
 上っている。このような番衆の編成替えをもたらした政治的契機  
 が右に推定した期間内に求められるとすればそれは何であろうか。  
 明応元年五月といえは愛智川梁瀬合戦の一ヶ月後であり、六角高  
 頼はなお甲賀谷に担って抵抗を続けており、近江が戡定して六角  
 虎千代を守護に任じ、義材が京都へ引上げるのは同年十二月十四  
 日のことである。従って近江出陣中に右のような番衆の編成替え  
 が実施されることはまず考えられず、その期間は明応元年十二  
 月翌二年正月の僅か一ヶ月の間に絞られることになる。明応二年  
 正月末にはすでに義材は河内出陣の役夫を山城の諸庄に課してい  
 る。こうして足利義材が息つく暇なく畠山基家征討のため、親衛  
 隊の改編を実施し、その結果が本史料『大名外様奉公方之着到』  
 として残されたと考えるのは容易であろう。本史料の成立年代を  
 敢て一時点に極限して推測するとすれば、明応元年末〜同二年初  
 とするのが最も妥当ではなからうか。われわれはつい最近、河内

一番衆 次才不同

細田重忠	同孫九郎	全ゆふ新能
天竺三郎	上野与三郎	上野伊勢守
同上瀬次郎	長井又郎	月長明九
曾我兼光	同小次郎	伊勢守
同備中	同同備中	月尾重忠
月尾重忠	月下信行	月尾信行
同上野介	同上義九	同掃部助
同八	同与一	同与一
同新九郎	同彈正	同又六
月道信	月守高直	同又七
同平三郎	毛利重信	月次郎
母木信行	木本春房	月四郎
作友重忠	小田上野介	同民部助
松田上野介	月六郎	同又三郎
同備前	丹波重忠	月重忠

一番衆、伊勢新九郎の名がみえる。

出陣にかかる稀有の新史料として『福智院家古文書』<sup>⑩</sup>所収大乗院門跡尊筆「明応二年河内御陣図」に接することができたが、ここにまた同事件（河内出陣）に関連する史料に恵まれることになったわけである。

本史料の性格がかく判明した上で改めて一覽した場合、見落すことのできない問題がここに生ずる。それは一番衆に「伊勢新九郎」の名が登場する点である。この伊勢新九郎は、『北野社家日記』延徳三年八月十日条に「此御下知（駿河守護今川氏親宛幕府奉書を指す）者伊勢新九郎方へ同名右京亮以調法下之也」とある伊勢新九郎<sup>⑪</sup>と同一人物に相違あるまい。とすれば後北条氏の祖伊勢宗瑞（長氏・北条早雲）は幕府の奉公衆であったという注目すべき事実が導かれる。北条早雲が幕府政所吏員に出自し、幕府申次であったということは奥野高広氏がすでに指摘されているが、<sup>⑫</sup>『親長卿記』等に見える申次伊勢新九郎は、『長祿二年以来申次記』<sup>⑬</sup>に見える伊勢新九郎盛時と同人と考えられ、盛時と長氏の關係が解決しない限り早雲＝申次説は早急な結論が下せまいと思われる。しかし奥野氏も指摘される『玉隠和尚語録』の「出入相府」が早雲の幕府出仕を意味するとすれば、本史料はそれを裏付ける恰好の文献といえよう。本史料と『北野社家日記』の間は僅か一年余しか隔っておらず、両者が同一人物である蓋然性は極めて高

いとみられる。

番衆の検討は不充分ながらこれで切上げ、前半部の相伴衆以下の交名の検討に移りたい。まず相伴衆をみると、七人目の山名右衛門督は山名氏の宗家、但馬守護家の官途であるが、明応元年末同二年初当時の山名当主の官途は弾正少弼であつて事実と矛盾する。更に次の佐々木京極大膳大夫も京極氏の当主とすれば中務少輔<sup>⑭</sup>でなければならず、要するにこの相伴衆交名は虚構の産物であることが容易に判明する。次に国持衆に入つて和泉両守護の細河刑部大輔と同阿波守は、細川刑部少輔と同民部大輔<sup>⑮</sup>でなければならず、これ又架空の交名であることが明らかである。次に外様衆であるが、『長享着到』の外様衆と比較すると同姓同官途の人物は四人しか見当らず、且つ半数以上の二十四名が『長享着到』に載っていない姓の者で占められ、考証は非常に困難である。そのうち天竺中務少輔<sup>⑯</sup>・吉見右馬頭<sup>⑰</sup>・江見伊豆守<sup>⑱</sup>・仁木中務少輔のように当時の文献で官名の裏付けのとれる人物もあるが、これらの精査は後日の機会に譲り、結論は留保しておく。

次に御供衆であるが、この中には畠山中務少輔<sup>⑲</sup>・山名相模守<sup>⑳</sup>・同左衛門佐<sup>㉑</sup>・大館陸奥守<sup>㉒</sup>・同伊与守<sup>㉓</sup>・伊勢伊勢守など同時期の記録と一致する官途の人名もある。しかし細川右馬頭は右馬頭入道<sup>㉔</sup>又は右馬助<sup>㉕</sup>でなければならず、武田大膳大夫も武田伊豆守<sup>㉖</sup>とある

べきところ、要するに後半部の番衆の交名をもとに捏造した跡が歴然で、馬脚を頭わしている。最後に申次衆については、『長祿二年以来申次記』にみえる延徳二年以降の申次交名の中に、畠山中務少輔・同刑部少輔・伊勢因幡守・同肥前守の四名がみえるものの、大館伊与介は明らかに大館伊予守でなければならず、これ又虚構の交名である可能性が濃厚である。要するに、外様衆を除いて相伴衆から申次までの幕府重職交名は、番衆の推定成立年代と一致せず、後世に付加された実態を反映しない史料という他ない。なお末尾にある雑色・小舎人の記述は、それぞれが南北両座の構成をとっていたことを物語る珍しい史料で、検非違使庁の四座下部―室町幕府の雑色・小舎人四座―江戸幕府の四座雑色、という系譜を示唆するものとして注目される。

### 三

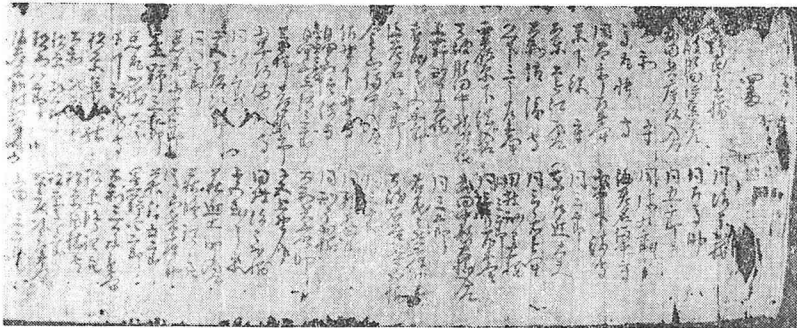
ところで各種番衆交名のうち未だ活字化されていない史料に、前述した内閣文庫本『蟻川家古文書』所収の一本がある(以下『蟻川番帳』と略す)。これは題簽に

自一番

文安年中

至五番

と記され、その内容は群書類従本『文安番帳』と殆んど同一である。例えば一番衆を比較してみると、『蟻川番帳』は『文安番帳』より一名多いだけで、官名の方も『文安番帳』の細川淡路治部少輔・勝田兵庫助が『蟻川番帳』でそれぞれ細川淡路左京尉・勝田兵庫頭と変っているのみで、残りの六十一名は姓・官途とも全く同一である。このように『文安番帳』と『蟻川番帳』は極めて時期を接して成立したことが知られる。またまった番衆交名の残存例としては以上に尽きるが、断簡とし



『久下文書』の四番衆交名

『東山殿時代大名外様附』について (今谷)

て管見に触れたものに、兵庫県氷上郡市島町竹田在の久下信生氏の伝蔵にかかる『久下文書』<sup>⑧</sup>所収の四番衆交名がある。この断簡は東京大学史料編纂所所蔵影写本『久下文書』にも採録されておらず、まだ紹介されたことはないように思われるので、以下に全文を掲げ、ここで併せて検討してみよう。なお久下氏は『文安番帳』『長享番帳』および京大本前掲交名にも四番衆にその名がみえる奉公衆で、その未裔たる同家に次の如き四番衆交名が伝存していることは充分に理由があり、その信憑性は高いとみられる。

四番

上野民部大輔 同治部少輔  
 □<sup>(主)</sup> 岐肥田伊豆入道 同左馬助  
 武田兵庫頭入道 同五郎  
 大和守 同弥九郎  
 高尾<sup>(張)</sup>帳守 海老名備中守  
 同太郎左衛門尉 小串下総守  
 東下総守 同三郎  
 安東遠江入道 東左近大夫  
 大和佐渡守 同三郎右衛門尉  
 久下三郎左衛門尉 田村刑部大輔

粟飯原下総入道 同三郎  
 同三郎右衛門尉  
 土岐肥田中務少輔 武田中務大輔入道  
 上野刑部大輔 同三郎  
 藤民部又三郎 藤民部兵庫助入道  
 海老名八郎 土岐石谷兵部少輔  
 金山備中入道 同三郎  
 佐野下野守 同孫九郎  
 畠山信濃守 同刑部少輔  
 畠山<sup>兵部</sup>少輔 大和兵庫助  
 畠山<sup>三河</sup>三郎 宮上野介  
 薬科彦次郎 田村治部少輔  
 小早河備後守 同次郎  
 同次郎 宮式部丞  
 宮彦次郎 萩匠工助入道  
 同八郎 萩修理亮  
 荒尾小太郎 高山兵庫助  
 星野三郎 萩弥五郎  
 佐野和泉守 大和三重太郎左衛門尉  
 杉原隼人祐 杉原修理亮  
 大和次郎 杉原因幡守  
 杉原次郎 杉原与四郎

杉山八郎

本庄次郎左衛門尉

海老名那波新左衛門尉

小田三郎

杉原美濃入道

杉原左馬助

土岐長澤治部少輔

玉置民部少輔

湯河安房入道

同新庄司

山本中務少輔

彦部三河守

彦部美濃守

屋代源藏人

屋代越中守

中条中務少輔

大館中務少輔

勝田□田兵庫助

葛山兵庫助

荻野弾正左衛門尉

本間孫左衛門尉

大和兵部少輔

□利麻原伊豆入道

土岐御器所彦九郎

藤民部石田六郎

和田与九郎

小早河浦又太郎

小早河示木式(部少)□輔

高山掃部助

荻野弥五郎

玉井弾正忠

下津屋新左衛門尉

下津屋左京亮

多志藏人助

真木嶋

綿瀬隼人祐

山内兵庫助

土岐明知兵庫頭

島山中務少輔

右の史料(以下『久下番帳』と称す)でまず注目すべきは『永

享番帳』『文安番帳』に見当らぬ真木嶋氏が載っていることで、

これは『久下番帳』が『永享番帳』の成立時期(宝徳二〜享徳四)

より下ることを示している。しかし反面『永享番帳』との内容は

極めて近接しており、『永享番帳』と同姓同官途の者実に三十三

名に達し、更にそれ以外にも

『永享番帳』

『久下番帳』

大和弥三郎

大和三郎右衛門尉

武田中務大輔

武田中務大輔入道

海老名太郎

海老名太郎左衛門尉

土岐肥田瀬伊豆守

土岐肥田伊豆入道

安東遠江守

安東遠江入道

彦部左近将監

彦部美濃守<sup>④</sup>

藤民部兵庫助

藤民部兵庫助入道

屋代四郎

屋代源藏人<sup>④</sup>

の如く同一人物が任官又は入道したと考えられる例、又は明らか

に同一人物である官途変更の例が八例もあり、『永享番帳』成立

後さして隔らぬ時期に『久下番帳』が成立したことを物語ってい

る。その大凡の成立時期であるが、番頭の島山中務少輔について

みると、『長祿二年以来申次記』に、

畠山中務少輔政光 御供衆也、応仁乱迄四番之頭也、（下略）

とあり、『蔭涼軒日録』には寛正二年正月廿日条に申次として登場する。一方、『永享番帳』に於る四番頭の畠山中務少輔入道は長祿三年十二月十五日に幕臣としてその名が記録にみえ、中務少輔入道より政光への番頭の更迭は長祿三年末〜寛正二年初の間と推定され、『久下番帳』の上限は長祿三年（一四五九）末を溯ることはない。一方下限は如何であろうか。確実な史料を見出すことは難しいが、手がかりを個別番衆の官名に求めてみると、まず『斎藤親基日記』寛正六年八月十五日条に走衆として「藤民部中務少輔政盛」の名がみえ、「走衆は番衆の内にもられる者」という福田氏の指摘<sup>④</sup>に従えば『久下番帳』の藤民部又三郎は政盛ではないかと考えられ、同じく『斎藤親基日記』寛正六年九月廿九日条に布衣としてみえる「荒尾治部少輔」も『久下番帳』の荒尾小太郎と同一人物と推測される。ということは『久下番帳』の作成年代は寛正六年（一四六五）八月を下らぬことになる。この推定は前掲『長祿二年以来申次記』の「応仁乱迄」なる註記とも矛盾せず、また『久下番帳』の小串下総守が『斎藤親基日記』寛正六年九月末日条で走衆小串次郎右衛門尉と明らかに別人に変わっていることが予想される点も右の推測を裏書きするものであろう。なお『久下番帳』の四番員数は九十人に達し、『永享番帳』の六

十二人、『文安番帳』の六十六人、『長享看到』の五十二人となり上回る。この差異が何に由来するのか（例えば『久下番帳』が在籍者全員の書上げで、他の番帳は単なる戦陣出頭者の記録であるといった差異）という点は今後の課題として考えてみたい。

① 以後の筆跡はとくに断わらぬ限り総て一筆で、書体は佐藤進一氏の鑑定によれば戦国期、それも大永〜天文頃を下るまいとのことである。  
② 秋元大補氏「室町幕府諸番帳の成立年代の研究」日本歴史三六四号。  
③ 以上永享・文安・長享の番帳又は看到の成立年代については福田豊彦氏「室町幕府の『奉公衆』——御番帳の作成年代を中心として——」日本歴史二七四号。

④ 長節子氏「所謂『永祿六年諸役人付』について」史学文学四卷一号。以上、福田氏前掲論文。

⑤ 大日本古文书『小早川文書』所収小早川氏系図。

⑥ 『小早川文書』同月十一日付口宣案。

⑦ 前註⑥

⑧ 相田二郎氏著『日本の古文书上』P一〇九。

⑨ 『大乘院寺社雑事記』明応七年正月廿七日条ほか。

⑩ 前註⑤

⑪ 『蔭涼軒日録』同月十九日条。

⑫ この事件の背景は拙稿「延徳の丹波国一揆」歴史手帳八巻八号参照。

⑬ 前註⑤

⑭ なお本史料二番衆の河原備前守は『蔭涼軒日録』明応元年六月六日条に「河原備前入道」、同年十二月廿三日条にも「河原入道」とある

如く河原備前入道とあるべき所。この一事をもって本史料全体の信憑性を否定し去るには及ぶまいというのが筆者の考えで、恐らく入道の



脱字と解すべきであろう。これ以外の人名では当時の文献と矛盾する者は出ない。

- ⑩ 花園大学福智院文書研究会編、昭和五十五年三月刊。  
拙著『言継卿記』（日記・記録による日本歴史叢書23）P二〇七～二〇九、所収「北条早雲の出自」。
- ⑪ 同氏「伊勢宗瑞の素生」武蔵野五七巻二号。  
文明十九年四月十四日条。
- ⑫ 『蔭涼軒日録』明応元年七月十五日条ほか。
- ⑬ 『大乘院寺社雜事記』明応元年十二月十六日条ほか。
- ⑭ 『北野社家日記』明応二年三月廿七日条、拙稿「和泉半国守護考」大阪府の歴史九号。
- ⑮ 『蔭涼軒日録』明応元年十月十二日条。
- ⑯ 『高山寺古文書』明応元年十月十四日幕府奉書。
- ⑰ 『北野社家日記』明応二年八月廿二日条。
- ⑱ 『蔭涼軒日録』明応元年十月九日条。
- ⑲ 同右、延徳三年八月廿七日条ほか。
- ⑳ 同右、明応元年五月十六日条、七月十五日条ほか。
- ㉑ 同右、同月日条。

⑳ 既述。

- ㉑ 『蔭涼軒日録』明応二年正月八日条ほか。
- ㉒ 『親長卿記』明応元年十二月十四日条ほか。
- ㉓ 『蔭涼軒日録』明応元年十月廿一日条。
- ㉔ 同右、同年十月十二日条。
- ㉕ 同右、同年七月十五日条ほか。
- ㉖ 佐藤進一氏の御指摘による。
- ㉗ 佐藤進一氏「室町幕府論」（旧版岩波講座日本歴史中世3）これは秋元大補氏が前掲論文で初めて指摘された。
- ㉘ 筆者は昭和五十二年十一月、京都府立丹後郷土資料館資料課長百田昌夫氏に随行して現地を披閲した。
- ㉙ 左近将監と美濃守が同一人であることは福田氏前掲論文参照。
- ㉚ 前註㉙に同じ。
- ㉛ 『蔭涼軒日録』長祿三年十二月十五日条。
- ㉜ 同氏前掲論文。

（文化庁文化財保護部管理課国立歴史民俗博物館設立準備室文化財調査官）